

2026年2月5日

特定電気用品適合性検査申込者 各位

一般財団法人 電気安全環境研究所

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第十（雑音の強さ）の  
改正に伴う適合性検査のお申込みの取扱いについて

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第十（雑音の強さ）は2025年8月31日に、国際規格に準拠した別表第十二の整合規格（J55014-1(H27)、J55032(H29)等）に一本化されました。猶予期間は2028年8月30日となります。

これに伴うJETでの適合性検査のお申込みの取扱いは下記の通りとなりますので、ご案内をさせていただきます。

（対象者）

適合性検査を解釈別表第八でお申込み予定のお客様

1. お申込みについて

- ① 改正された別表第十（J55014-1(H27)、J55032(H29)等）による適合性検査の取扱い  
（新解釈によるお申込み）

新解釈によるお申込みの場合、適合性検査申込書別紙の「2. 適用試験基準」に「別表第八及び別表第十 Joo (Hoo)」とご記載ください。（記載例の○には、当該電気用品に適用する別表第十二の基準番号と年号を記載願います）

- ② 従来の解釈別表第十（第一章～第九章）による適合性検査の取扱い（旧解釈によるお申込み）

猶予期間中は、旧解釈によるお申し込みもお受けいたします。適合性検査申込書別紙の「2. 適用試験基準」に「別表第八及び別表第十（第○章）」と記載ください。（記載例の○には、当該電気用品に適用される章の番号を記載願います）

ただし、猶予期間内に適合性検査を完了させる必要があることから、旧解釈によるお申し込みは、原則として2028年2月29日までの受付に限らせていただきます。

なお、期限までに受付させていただいた案件であっても、着手延期や改善試験等により、猶予期間内に適合性検査が完了しない見込みの場合、①による新解釈でのお申込みに変更いただくこととなります。この際、雑音の強さ試験のやり直し、新たな費用の発生が生じる場合がありますので、ご注意ください。

2. 適合性検査（同等）証明書への適用基準の記載について

- ① 新解釈での記載例

新解釈を適用した場合、以下の表記となります。

磁気治療器の事例：別表第八 1、2（93）及び別表第十 J55014-1(H27)

- ② 旧解釈での記載例

旧解釈を適用した場合は、従来との変更はありません。

### 3. その他

すでに有効な適合性検査証明書（同等証明書）をお持ちの場合、適合性検査を旧解釈で受けていても、当該証明書に記載されている有効期限まで証明書としては有効です。このため、有効期間中に改めて適合性検査を受検いただく必要はありません。

ただし、猶予期間終了後に製造・輸入される電気用品については、新解釈への適合が必要となりますのでご注意ください。

なお、JET では依頼試験サービスにより新解釈による雑音の強さ試験を承りますので、必要に応じてご利用をご検討ください。

ビジネス推進部 カスタマーサービスセンター

E-mail : [cs@jet.or.jp](mailto:cs@jet.or.jp)

以 上